

細 則

第一章 《役員を選出》

第 1 条 役員を選出は、下記の通り行われる。

- (1) 次の方法により、16名の選考委員をつくる。
 - 1 各学年は互選により1名の選考委員をつくる。
 - 2 運営委員会は、互選により5名の選考委員を選出する。
 - 3 学校教職員は、互選により2名の選考委員を選出する。
 - 4 三地区の会員より、それぞれ1名の選考委員を選出する。
- (2) 選考委員は、互選により委員長を選出し、委員会を開き、役員候補者を選ぶ。ただし、本人の同意を必要とする。
- (3) 選考委員長は、前項の候補者を年度末の3月中に書面で全会員に発表し、会員の過半数の承認を得なければならない。
- (4) 選考委員は会長含め、運営委員の候補者を選考する。常置委員に関しては前年度の学年委員長が次年度の常置委員を選任するようにする。選任が難しいようであれば、年度末にPTA役員により選任を行う。
- (5) 1学年の常置委員に関しては入学式に新年度の運営委員により選任するようにする。

第 2 条 会長に欠員を招いた時は、副会長の中から運営委員会が決定し、任期は前任者の在任期間とする。

第二章 《総 会》

第 3 条 総会は、次の通りとする。

- | | |
|------|--------------------------|
| 定期総会 | 1 会員の移動及び新役員並びに会計監査委員の説明 |
| | 2 収支決算報告の承認 |
| | 3 年間活動計画並びに年度収支予算審議決定 |
| 臨時総会 | 1 会則第23条による総会 |

第三章 《常置委員会及び臨時委員会》

第 4 条 会則第29条による常置委員会として、「文化厚生委員会」「保健体育委員会」「家庭教育委員会」「学年委員会」「地区委員会」「安全委員会」「環境整備委員会」を置く。

第 5 条 臨時委員会は、その任期を終了したときに解散する。

第 6 条 文化厚生委員会は、

- 1 広報の編集に関すること。

- 2 会員の資質の向上と相互理解を深めるための研修に努める。
 - 3 親子読書会・家庭教育学級・映画会・講習会等の催し
 - 4 学校読書・PTA図書の実運用について協力する。
 - 5 児童全員の福利厚生を図る。
- 委員の数は、各学年1名以上、教職員若干名とする。

- 第 7条 保健体育委員会は、
- 1 児童の保健体育に関し、学校に協力すると共に、各家庭の保健体育の改善を図るために協力する。
 - 2 校地校舎の消毒協力
 - 3 児童地区対抗球技大会
 - 4 会員の親善・地区並びに学年対抗競技大会
 - 5 運動会への協力
 - 6 部活動への育成指導
- 委員の数は、各学年1名以上、教職員若干名とする。

- 第 8条 家庭教育委員会は、
- 1 学校と家庭との協力を密にして、家庭教育を理解し、その向上に努める。
 - 2 学校給食が充分効果が上がるように協力し、ひいては各家庭の食生活の改善に努める。
 - 3 料理講習会等の開催
- 委員の数は、各学年1名以上、教職員若干名とする。

- 第 9条 学年委員会は、
- 1 学校および家庭における教育の理解とその振興の為に、学校における指導の方法や家庭における教育のあり方等について相互に理解を深めていく。
 - 2 各学年PTAの活動及びその調整
 - 3 保護者学級等の開催
- 委員の数は各学年1名以上、教職員若干名とする。

- 第10条 地区委員会は、
- 1 地域社会における児童を教育指導し、会員相互の教養親和を高めることに努める。
 - 2 地区子供会の育成指導
 - 3 校外における生徒指導
 - 4 町内懇談会（地区常会）の指導
 - 5 給食費を徴収し、未納対策への協力をする。
- 委員の数は、各町内1名以上と教職員若干名とする。なお、副委員長3名三地区より互選する。

- 第11条 安全委員会は、
- 1 児童の生命 safetyのためのあらゆる対策と交通安全意識の向上に努める。
 - 2 児童の登下校、道路の診断、街頭指導及び道路の整備に協力。
 - 3 交通安全教育に協力。

4 水難防止、救助講演会に協力する。

○ 委員の数は、各学年1名以上、教職員若干名とする。

第12条 環境整備委員は、

1 校舎並びに付属施設、営繕関係の改善充実に努めると共に、校外における環境の整備浄化に協力する。

2 安全教育・情操教育の立場において、校地校舎の整備に努める。

3 学校防災対策並びに、補修営繕の促進に協力する。

4 地区における遊び場の整備・危険地域の改善等を促進するため協力する。

○ 委員の数は、各学年1名以上、教職員若干名とする。

付 則

・昭和54年5月13日一部改正（給食委員会→母親委員会）

・昭和58年4月30日一部改正（会費）

・昭和62年4月18日一部改正（会費）

・昭和63年4月16日一部改正（会費）

・平成4年4月18日一部改正（会費）

・平成5年4月17日一部改正（副会長2名、男1名・女1名→副会長2名）

・平成7年5月6日一部改正（会則第1条、3条の父母→保護者）

（会則第十章に慶弔規定を追加）

（会則34条に慶弔規定に関する条文を追加）

（会則11条に母親部長を1名追加）

（会則18条に母親部長に関する条文を追加）

・平成11年4月17日一部改正（会則第7条会費）

・平成12年4月15日一部改正（会則第5条に（1）、（2）、（3）、（4）を追加）

（会則第7条納入月の変更、6月と12月→5月と11月）

（会則第17条、毎月→毎年）

（会則25条、27条に「以上」を追加）

・平成16年4月17日一部改正（細則第1条（1）、16名→13名）

（細則第1条（1）4、2名→1名）

・平成24年4月17日一部改正（細則第9条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成25年4月15日一部改正（細則1条（1）13名→16名）

・平成25年4月15日一部改正（細則1条（1）2、2名→5名）

・平成25年4月15日一部改正（細則6条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成25年4月15日一部改正（細則7条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成25年4月15日一部改正（細則8条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成25年4月15日一部改正（細則11条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成25年4月15日一部改正（細則12条 各学級代表1名に若干名を追加）

・平成27年2月4日一部改正（細則第6条 学級代表→学年代表）

（細則第7条 学級代表→学年代表）

（細則第8条 学級代表→学年代表）

（細則第9条 学級代表→学年代表）

- (細則第 1 1 条 学級代表→学年代表)
- (細則第 1 2 条 学級代表→学年代表)
- ・平成 2 7 年 4 月 2 5 日一部改正 (会則第 2 1 条会計監査委員は、三地区代表があたり、地区委員 C 票において選出される。)
- (細則第 6 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- (細則第 7 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- (細則第 8 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- (細則第 9 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- (細則第 1 1 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- (細則第 1 2 条 各委員の数は学年及び若干名→各学年 2 名以上)
- ・平成 3 1 年 3 月 6 日一部改正 (会則第 7 条 会費は年額 3, 6 0 0 円→4, 0 0 0 円 5 月と 1 1 月→5 月と 6 月)
- (会則第 1 1 条 副会長 2 名→副会長 3 名、母親部長 1 名→家庭教育部長 1 名)
- (会則第 1 3 条 役員は、総会において決定される→役員は選考委員会が選考した役員候補者を全保護者の過半数の承認によって決定するなお、役員の決定は細則第 1 条に準ずる)
- (細則第 1 条(3)選考委員長は、前項の候補者を定期総会に発表し、総会の承認をえなければならない。→選考委員長は、前項の候補者を年度末の 3 月中に書面で全会員に発表し、全保護者の過半数の承認を得なければならない)
- (細則第 1 条(4)(5)改正)
- (細則第 3 条 1 承認→説明)
- (細則第 4 条 「母親委員会」→「家庭教育(母親委員会)」)
- (細則第 8 条 母親委員会→家庭教育(母親)委員会)
- (細則第 8 条 家庭における母親の役割→家庭教育)
- (細則第 9 条 父母→保護者)
- (細則第 1 0 条 簡易保険料を削除)
- (細則第 1 2 条 1 協力し、併せて学校林の育成管理に努める→協力する)

・令和5年3月3日一部改正

(細則第12条3 学校防火→学校防災)

(細則第6条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)

(細則第7条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)

(細則第8条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)

(細則第9条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)

(細則第11条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)

(細則第12条 各委員の数は各学年2名以上→各学年1名以上)